

## 令和8年度国民健康保険料について

### 保険料率の改正

区分		医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	小計	子ども・子育て 支援金分	総合計
令和7年度	所得割	8.10%	2.70%	2.80%	13.60%		13.60%
	均等割	35,100	11,800	12,100	59,000		59,000
	平等割	22,600	7,600	5,800	36,000		36,000
令和8年度 (府標準料率)	所得割	8.56%	2.58%	2.89%	14.03%	0.28%	14.31%
	均等割	39,167	12,148	12,672	63,987	1,265	65,252
	18歳以上均等割					56	56
	平等割	24,536	7,610	6,149	38,295	792	39,087
令和8年度 (市料率案)	所得割	<b>8.30%</b>	<b>2.60%</b>	<b>2.80%</b>	13.70%	<b>0.28%</b>	13.98%
	均等割	<b>37,100</b>	<b>12,100</b>	<b>12,600</b>	61,800	<b>1,260</b>	63,060
	18歳以上均等割					<b>50</b>	50
	平等割	<b>23,500</b>	<b>7,600</b>	<b>6,100</b>	37,200	<b>790</b>	37,990

※子ども・子育て支援金の「均等割」については、18歳未満の被保険者の負担なし

### ※ 1人当たり平均保険料

令和8年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分	計
府標準料率	92,489	28,914	30,736	3,092	155,231
市料率案	89,275	28,990	30,226	3,088	<b>151,579</b>
差引	<b>▲ 3,214</b>	76	<b>▲ 510</b>	<b>▲ 4</b>	<b>▲ 3,652</b>

### 市保険料率の考え方

- (1) 支援金分と介護分は、昨年度に引き続き、府標準料率と同程度とする  
 (2) 令和8年度より新設される子ども分は、府標準料率と同程度とする  
 (3) 医療分については、1人当たり医療費が増となる見込みであることを踏まえ、引き上げる(+0.2ポイント)  
 ただし、令和8年度も財政調整基金を活用して(残高の概ね1/3相当)、府標準料率を下回る率に抑制  
 = 財政調整基金を約0.68億円活用(令和7年度末残高: 約1.94億円)  
 ⇒ 1人当たり保険料を府から示された額より3,652円抑制(府標準155,231円→市料率案151,579円)

#### ① 被保険者数の減

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	前年比
13,833人	13,125人	12,376人	<b>11,782人</b>	<b>10,945人</b>	<b>▲837人</b>

※令和7・8年度は推計

#### ② 1人当たり医療費の増

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	前年比
460,392円	446,734円	431,504円	<b>444,147円</b>	<b>455,829円</b>	+11,682円

※令和7・8年度は推計

#### ③ 国保財政調整基金の状況

令和6年度末残額	令和7年中取崩額(予定)	令和7年度末残額(見込)	令和8年中取崩額(予定)	令和8年度末残額(見込)
3億6,900万円	<b>▲ 1億7,600万円</b>	<b>1億9,400万円</b>	<b>▲ 6,800万円</b>	1億2,600万円

◆ 令和8年度に予定されている制度改正等について

1. 子ども・子育て支援金制度（令和8年度～）

【省略】

2. 高額療養費制度における自己負担限度額の引上げ（令和8年8月～）

【政府で検討中】

- ・高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った額を払い戻す制度で、その上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。
- ・高額療養費について、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきています。これを受け、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、令和8年8月から上限額を引き上げることが検討されています。ただし、高額療養費を多く利用する人（直近12か月で3回以上高額療養費制度の利用がある人）の負担を軽減する「多数回該当」の限度額は据え置かれる予定です。また、長期療養患者の経済的負担の軽減を目的として、自己負担に年間上限を新設することも検討されています。
- ・具体的には、別紙の通りです。なお、令和9年度以降には、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、所得区分を細分化することも検討されています。

3. 食事療養費標準負担額等の増額について（時期未定）

【政府で検討中】

- ・食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（入院時の食費にかかる給付）は令和6年6月、令和7年6月に引き上げられたところですが、食材費等の高騰が続いていることから、令和8年度中の引上げが検討されています。
- ・具体的な引上げ額や、見直しの施行日については、今後決定とされています。

《参考》海外転入者保険料前納制度

- ・海外転入者を対象に、入国初年度の国民健康保険料を通常納期限より前倒して一括で納付を求める制度について、令和8年4月から導入が可能となります。ただし、導入するかどうかは各保険者の判断に委ねられており、本市においては令和8年4月からの導入は行いません。

# 高額療養費制度の見直しについて

厚生労働省資料抜粋

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1% <140,100>		—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		—
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1% <93,000>		—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		—
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1% <44,400>		—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		—
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。